次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、平成28年７月11日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、平成28年７月11日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続から除斥されます。

名　　称	本 店 の 所 在 地	営業廃止年月日
株式会社愛典福島屋	東京都杉並区荻窪２丁目23番12号	平成28年３月23日

記

あて先　〒330―9715　埼玉県さいたま市中央区新都心１番地１さいたま新都心合同庁舎１号館
関東経済産業局産業部商務・取引信用課
電話048―600―0444

様式

申　　出　　書

関東経済産業局長　殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）　印

割賦販売法施行令第10条第１項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

１　債務者の名称及び住所
２　債権額
３　債権発生の原因たる事実

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年５月 10 日

関東地方整備局長　石川　雄一

１　処分をした年月日　平成28年４月11日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日立機材株式会社　笠原　伸泰　東京都江東区東陽２－４－２　国土交通大臣許可（般・特―23）第14173号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、防水工事業、機械器具設置工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可並びに建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、電気工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、塗装工事業及び内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成28年１月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年５月 10 日

関東地方整備局長　石川　雄一

１　処分をした年月日　平成28年４月11日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　高橋道路株式会社　原川　裕明　東京都西東京市ひばりが丘２―10―14　国土交通大臣許可（般・特―23）第2440号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成28年３月９日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年５月 10 日

関東地方整備局長　石川　雄一

１　処分をした年月日　平成28年４月11日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日鉄住金物産株式会社　樋渡　健治　東京都港区赤坂８－５－27　国土交通大臣許可（般・特―27）第7635号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成28年３月11日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年５月 10 日

関東地方整備局長　石川　雄一

１　処分をした年月日　平成28年４月11日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社東京エムテック　尾崎　正義　東京都千代田区飯田橋３－１－６　国土交通大臣許可（特―23）第22890号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成28年３月22日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年５月 10 日

関東地方整備局長　石川　雄一

１　処分をした年月日　平成28年４月11日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社トライド・ジャパン　島崎　　勲　東京都渋谷区東３―25―11　国土交通大臣許可（般―23）第24069号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、塗装工事業、機械器具設置工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成28年３月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年５月 10 日

関東地方整備局長　石川　雄一

１　処分をした年月日　平成28年４月11日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　積和管理株式会社　浅野光太郎　東京都新宿区西新宿１―23―７　国土交通大臣許可（般・特―23）第24121号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可並びに建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、塗装工事業、防水工事業及び内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成28年３月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。